

特定区域の指定の際に行われる環境大臣の同意の考え方について

令和 6 年 8 月 30 日制定
環境省水・大気環境局

1. 趣旨

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）において、経済産業大臣は、貯留層が存在し、又は存在する可能性のある区域について、当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵により公共の利益の増進を図るためには、特定事業者を選定し、その特定事業者に当該区域における貯留事業等を行わせる必要があると認めるときに特定区域を指定することとされている（CCS 事業法第 3 条第 1 項）。また、経済産業大臣は、特定区域の指定（海域に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされている（同条第 3 項）。

この環境大臣の同意がどのような観点から行われるのかについて、あらかじめ公表しておくことが、法の円滑な施行に当たり有益であると考えられることから、以下のとおり同意の考え方を示す。

2. 同意の考え方

特定区域の指定の際に行われる環境大臣の同意は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）に規定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可制度において、海洋環境の保全の観点から海域の基準を設け、環境大臣がその基準への適合性を審査していることを踏まえて設けられたものである（海防法第 18 条の 9 第 1 号参照）。海防法に基づく特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可制度は、CCS 事業法に基づく許可制度に一元化することとなっており、CCS 事業法の全面施行に伴い、海防法の許可制度に係る規定は削除され、関連する下位法令は廃止されることとなるが、海洋環境の保全という海防法の制度趣旨は CCS 事業法に引き継がれるため、CCS 事業法における同意についても、海防法に規定する海域の基準への適合性審査と同様の観点から環境大臣の審査を行うこととする。

以上のことから、特定区域の指定に当たっての環境大臣の同意は、現行の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成 19 年環境省令第 23 号）第 2 条各号の規定等を踏まえ、

- ①地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がない海域
- ②将来において地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域
- ③二酸化炭素に起因する海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を有する海域
- ④貯蔵した二酸化炭素の状態の監視及び貯蔵した海域の状況の監視をすることができる海域
- ⑤二酸化炭素に起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合において、当該障害の拡大又は発生を防止するために必要な措置を講ずることができる海域
- ⑥当該海域及びその周辺の海域における、海洋環境の保全上特に保護を図る必要があるものの所在に関する知見が得られている海域であり、かつ、貯留事業の実施により当該保護を図る必要があるものの保護に支障が生じるおそれがないと認められる海域

かどうかの観点から判断することとする。

なお、海防法に基づく特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可制度においては、上記①～⑥の事項について、海底下廃棄の実施者において具体的な貯留方法が決まった後で、既存文献及び現地調査の情報を元に審査をしているが、CCS事業法における特定区域の指定は、貯留事業者が決まる前に実施されるものであり、最終的な事業実施区域が確定しておらず、詳細な情報がないことも想定される。この場合には既存文献を基にその範囲内で判断することとし、詳細な情報は、貯留事業実施計画の認可（CCS事業法第38条第1項）までの間において貯留事業者の申請内容等から把握することとする。

【参考１】海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）（令和 6 年 8 月時点）

（許可の基準）

第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであること。
- 三 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画及び汚染状況の監視に関する計画に従って特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

【参考２】特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成 19 年環境省令第 23 号）（令和 6 年 8 月時点）

（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関する基準）

第二条 法第十八条の九第一号（法第十八条の十二において読み替えて準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。）の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し環境省令で定める基準は、次に掲げる海域において海底下廃棄をすることとする。

- 一 地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がない海域
- 二 将来において地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域
- 三 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を有する海域
- 四 海底下廃棄をした特定二酸化炭素ガスの状態の監視及び汚染状況の監視（法第十八条の八第二項第三号に規定する汚染状況の監視をいう。以下同じ。）をすることができる海域
- 五 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合において、当該障害の拡大又は発生を防止するために必要な措置を講ずることができる海域
- 六 当該海域及びその周辺の海域における、海洋環境の保全上特に保護を図る必要があるものの所在に関する知見が得られている海域